



JASDAQ

平成20年6月27日

各 位

会社名 大東港運株式会社
代表者名 代表取締役社長 曾根好貞
(JASDAQ コード番号 9367)
問合せ先 取締役 中丸英実
電話番号 03-5476-9701

内部統制システムの構築に関する基本方針の一部改定について

当社は、平成20年6月27日開催の取締役会において、「内部統制システムの構築に関する基本方針」の一部改定を行うことを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。
(変更箇所は下線で示しております。)

記

1. 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ① 「コンプライアンスマニュアル」における遵守事項（行動基準）並びに「就業規則」において、全役職員に法令並びに社内規定等の遵守の徹底を図り、年1回、当社グループに従事する全役職員・臨時雇用者より徴求する「誓約書」において法令等を遵守する旨の誓約を求めることとします。
- ② 法令並びに社内規定等の遵守状況の検証を行うため「コンプライアンス・リスク委員会」を設け、また上部組織として当社グループ全体を統括するための「全社統括委員会」を設けることとします。全社統括委員会での協議内容は定期的に経営会議並びに取締役会に報告することとします。
- ③ 内部監査部署は、内部監査規定に基づき業務全般における法令並びに社内規定等の遵守状況、職務の執行手順および執行状況について定期的に内部監査を実施し、問題点の把握、改善を要する事項を代表取締役に報告することとします。

2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- ① 取締役の職務の執行に係る情報・文書の取扱いは、「内部情報および内部者取引管理規定」、「情報管理・秘密保持規定」、「文書管理規定」等の社内規定並びに各基準書等に従い、適切に保存及び管理を行うこととします。なお、必要に応じてその運用状況の検証、各規定の見直し等を行うこととします。
- ② 取締役・監査役は、当該情報・文書を常時閲覧できるものとし、検索・閲覧が迅速かつ適切に行われるよう保存管理の整備に努めることとします。

3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ① 「コンプライアンス・リスク委員会」において全役職員にリスクに対する意識の向上を促し、リスク管理体制の強化に努めます。また各部署長が当委員会の部署委員長として、常に自部署の対応状況を把握し、定期的または必要に応じて開催する当委員会に報告し、対応・改善策を協議し、リスクの早期発見と迅速かつ適切な改善等の対応を行うこととします。

- ②各部署は「職務権限規定」に基づき付与された権限において、リスクの発生を未然に防ぐ体制とし、万一リスクが顕在化した場合は迅速かつ適切な改善等の対応を行うこととします。ただし、重大なリスクや全社横断的なリスクは各部署長が速やかにコンプライアンス・リスク委員会に報告し、対応・改善策を協議することとします。
- ③リスクの内在及びリスク管理体制の有効性について内部監査を行います。また、内部監査において発見されたリスクは、コンプライアンス・リスク委員会及び当該部署長に連絡され、委員会並びに当該部署は迅速かつ適切な改善等の対応を行うこととします。

4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ①取締役会は「取締役会規定」に基づき、定時取締役会を3ヶ月に1回開催し、必要に応じて臨時取締役会を開催するものとし、法令等で定められた事項、経営に関する重要事項を決定するとともに、取締役の職務の執行を監督するものとし、
- ②経営会議は「経営会議規定」に基づき、常勤取締役及び常勤監査役で構成し、毎月2回定時に開催するほか、必要に応じて随時開催し、迅速な意思決定、情報の共有化、業務執行状況が把握できる体制を執るものとし、
- ③職務執行を効率的かつ適正に行うため、当社の基本理念並びに経営方針に則った中期経営計画を策定します。また中期経営計画を具現化するため各部署の業績目標値等を設定した単年度計画を策定し、経営会議及び部長会において目標の進捗状況が報告されます。

5. 財務報告の信頼性を確保するための体制

- ①当社並びに当社グループの財務報告の信頼性を確保するため、会計基準その他関連する諸法令を遵守するとともに、「経理規定」等の社内規定を整備し、財務報告において不正・誤謬が発生するリスクの管理に務め、定期的に予防・牽制機能を評価し、不備があれば是正する体制を構築していくものとし、
- ②内部監査部署は、財務報告に係る内部統制について監査を行います。監査において是正・改善を要する事項が発見された場合は、主管部署並びに関係部署が対策を講じることとします。

6. 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- ①子会社の経営については自主性を尊重しつつ、当社から最低1名以上の取締役または監査役を派遣し、当社の経営方針・意思決定事項を伝達するとともに、子会社が適正に運営されていることを確認するものとし、
- ②当社社長及び子会社社長で構成する社長会を年1回定時に開催するほか、必要に応じて随時開催し、子会社社長に当社の経営方針の理解を求めるとともに、当社グループの連携強化を図るものとし、
- ③子会社においては、当社グループの中期経営計画を具現化するため単年度計画を策定し、業績目標値を定め、毎月の業績の進捗状況等を当社経営会議に報告するものとし、
- ④子会社は、当社「関係会社管理規定」、「連結財務諸表原則に基づく関係会社の統一経理規定」及び基準書等に従い、経理業務の基準を当社グループで統一するものとし、また、子会社は毎月当社管理部に財務諸表等を報告し、管理部では内容の検証を行うこととします。

7. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する体制及び監査役がその職務を補助すべき使用人の取締役からの独立性に関する事項

- ①社長室、総合企画部及び管理部は、監査役からの要請に応じて監査役の職務を補助するものとし、
- ②監査役会の職務を補助する事務局には、最低1名以上の使用人を任命するものとし、また、事務局に任命された使用人は、事務局の執務にあたっては他の執務等に優先して行うものとし、取締役及び当該使用人の上司となる使用人は、当該使用人の事務局の執務を妨げないこととします。

- ③監査役の職務を補助する事務局に任命される使用人の人事に関しては、監査役と事前協議のうえで行うこととします。
- ④内部監査部署は、監査役の要請による監査を他の監査に優先して行うものとし、取締役及び当該部署の上司となる使用人は、監査役の要請による監査を妨げないこととします。

8. 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他監査役への報告に関する体制

- ①監査役は、取締役会、経営会議に出席し重要な検討事項、意思決定の内容を確認することとします。また、監査役は部長会、コンプライアンス・リスク委員会等の重要な会議に出席して検討・決定事項の内容を確認するか、会議の内容・結果の報告を受けるものとします。
- ②取締役及び使用人は、重要事項の発生または当社及び当社グループに重大な影響を及ぼす恐れのある事項が発生した場合は、その内容を速やかに監査役に報告するものとします。
- ③その他監査役が必要と認めた事項について、取締役及び使用人は可及的速やかに報告を行うものとします。

9. その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- ①監査役と代表取締役は、定期的にまたは必要に応じて会合を開催し、経営方針その他必要事項について相互理解を深めるものとします。
- ②内部監査部署は、内部監査計画及び監査結果を監査役に報告し、監査の連携強化に努めるものとします。
- ③全取締役・全従業員は、監査役が必要に応じて弁護士・会計士等から、監査業務に必要な助言を受ける機会を妨げてはならないものとします。

以 上